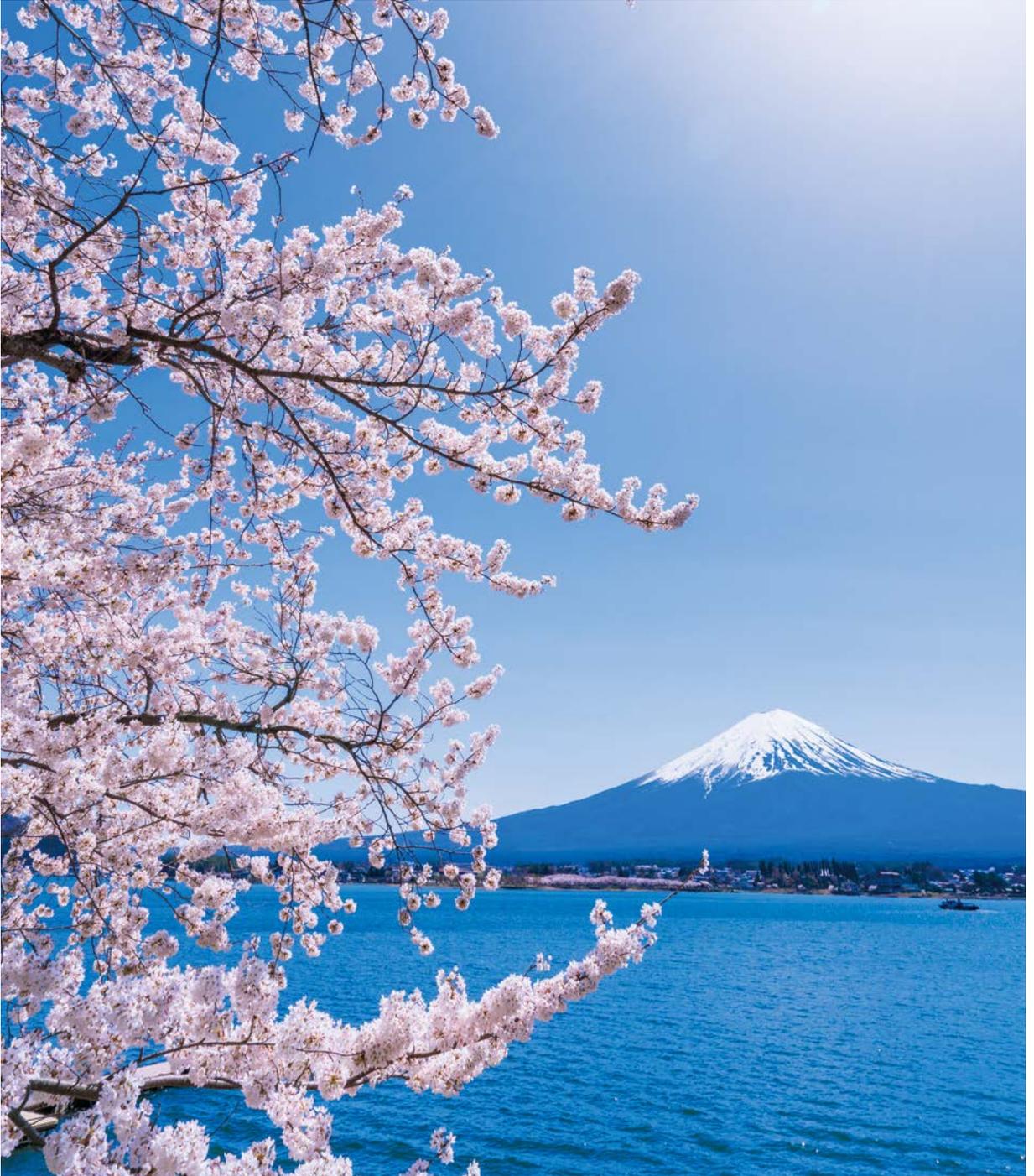


受給者のみなさまへ

基金だより

2017年4月

住友ゴム連合企業年金基金



「富士山と満開の桜」〈山梨県〉

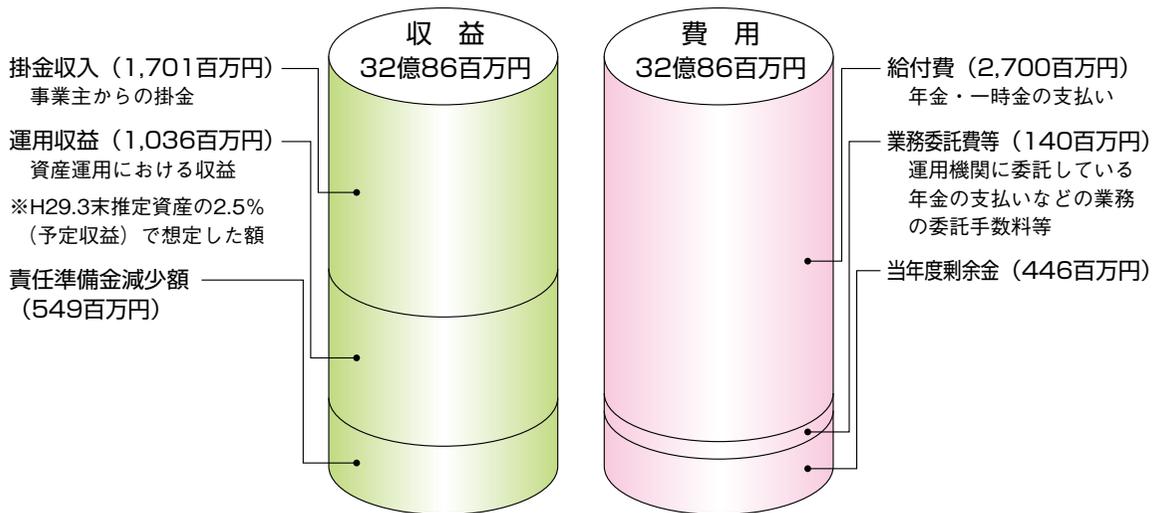
平成29年度 基金予算のお知らせ

〔 3月3日に開催されました第28回代議員会で、当基金の平成29年度予算が可決・承認されました。その概要をお知らせいたします。 〕

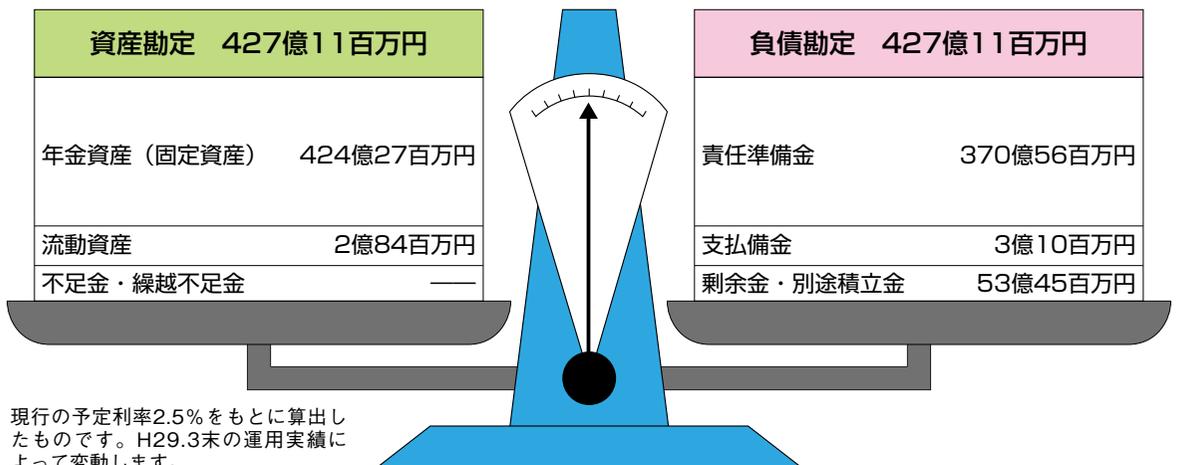
年金資産は424億27百万円に

年金経理 年金・一時金の支払いや、その財源となる資産の積立状況をみる会計です。

〔 **1年間の収支見込み** 基金の主な収入源である掛金、年金や一時金の支払い、年金資産の運用損益などの1年間の収支を見込みます。 (予定損益計算書・経常収支) 〕



〔 **財政バランス** 将来の年金・一時金の支払いに備えて、当年度末までに積み立てておくべき必要額 (数理債務) と、保有する年金資産とのバランスを予測します。 (予定貸借対照表) 〕





業務経理・業務会計

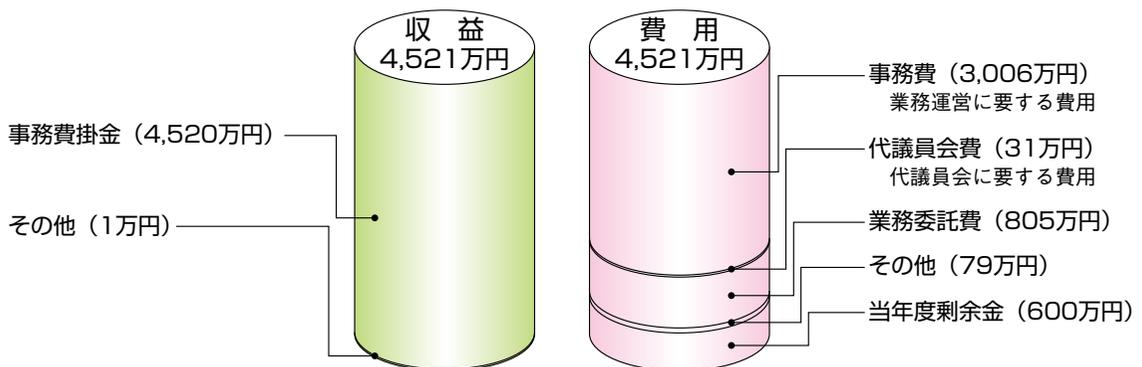
基金の業務運営に必要な経費を処理します。

当基金は、加入事業所からの掛金（事務費掛金）により運営されています。そのため1人当たり月額370円※を事業主負担で徴収しています。

※平成29年4月1日より改訂

尚、平成28年度末（H29.3末）の資産残高は25百万円程度となる見込みです。平成29年度は事務費掛金の徴収を再開し、基金の業務運営に必要な経費を賄う計画といたしました。

※掛金単価の改訂及び掛金の徴収再開は第27回代議員会で可決・承認済



予算の基礎数値

平成29年度の当基金の予算は、次の基礎数値に基づいて作成しました。

1. 設立事業所数： 28社

2. 加入者数： 10,180人

3. 掛金 標準掛金： 1,547百万円

特別掛金： 154百万円

事務費掛金： 45百万円

4. 給付 年金給付： 1,015百万円

脱退一時金： 326百万円

選択一時金： 1,285百万円

遺族一時金： 74百万円



国の年金 平成29年度の年金額は0.1%引き下げに

年金額は、物価や賃金の変動に応じて毎年度改定され、67歳までの新規裁定者は名目手取り賃金変動率によって、68歳以降の既裁定者は物価変動率によって改定されることになっています。ただし、名目手取り賃金変動率・物価変動率がともにマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合は、新規裁定・既裁定ともに物価変動率によって改定することになります。総務省が公表した平成28年平均の物価変動率（生鮮食品を含む総合指数）はマイナス0.1%、名目手取り賃金変動率はマイナス1.1%となりました。そのため、平成29年度の年金額は物価変動率によって改定されることとなり、0.1%引き下げられることになりました。

老齢基礎年金の満額は月額で6万4,941円です。また、老齢厚生年金は、賞与を含む月額の平均的収入が42.8万円で40年間就業した夫と、その期間すべて専業主婦であった妻の世帯が年金をうけとり始める場合、給付水準は22万1,277円となります。

平成29年度の新規裁定者（67歳以下）の年金額の例

	平成28年度(月額)	平成29年度(月額)
国民年金 (老齢基礎年金(満額)：1人分)	65,008円	64,941円 (▲67円)
厚生年金※ (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	221,504円	221,277円 (▲227円)

※厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）42.8万円）で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金をうけ取り始める場合の給付水準です。

■参考：平成29年度の参考指標

- ・物価変動率……………▲0.1%
- ・名目手取り賃金変動率※¹ ……▲1.1%
- ・マクロ経済スライドによるスライド調整率※² ……▲0.5%

※¹ 「名目手取り賃金変動率」とは、前年の物価変動率に2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率と可処分所得割合変化率を乗じたものです。

◆名目手取り賃金変動率（▲1.1%）

$$= \text{物価変動率}(\text{▲}0.1\%) \times \text{実質賃金変動率}(\text{▲}0.8\%) \times \text{可処分所得割合変化率}(\text{▲}0.2\%)$$

(平成28年の値) (平成25～27年度の平均) (平成26年度の変化率)

※² 「マクロ経済スライド」とは、現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金や物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。したがって、平成29年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われません。

◆スライド調整率（▲0.5%）

$$= \text{公的年金被保険者数の変動率}(\text{▲}0.2\%) \times \text{平均余命の伸び率}(\text{▲}0.3\%)$$

(平成25～27年度の平均)

こんなとき、どんな対応が必要？

年金を受け始めてからの届出・手続

年金を受け始めてからも届出や手続が必要な場合があります。
国の年金について、どんなケースでどのような届出・手続が必要になるのかを見ていきましょう。

年金受給者に共通する届出・手続

ここでは、日本年金機構に提出する届出・手続について説明します。提出先は、年金事務所または街角の年金相談センターとなります。届出書は、窓口で入手できるほか、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

また、「ねんきんダイヤル」に連絡して送付してもらえます。



年金の受取金融機関等を変えるときの届出

引っ越しなどで年金の受取先（金融機関やゆうちょ銀行など）を変更したい場合、老齢厚生年金や老齢基礎年金など国の年金は、次の方法で届け出ます。

届出書 と 提出方法

年金受給権者受取機関変更届 に変更後の金融機関の証明印をもらいます（預金通帳を窓口へ持参する場合や、コピーを添付する場合は不要）。

ここに 注意

受取先の変更は1ヵ月程度かかるため、変更後の受取機関で入金を確認できるまで旧口座を解約しないでください。また、同じ受取機関の変更でも、海外の口座に変更する場合は、外国送金の手続が必要となりますのでご注意ください。

住所変更については、日本年金機構が受給者の住民票コードを把握していれば、住基ネットで確認できるため、原則、届出不要です。ただし、厚生年金や国民年金以外に企業年金を受けている方は、別途年金の支払い元へ変更届が必要になります。

成年後見制度を利用する場合は…

成年後見制度を利用して、財産管理を委託するケースが増えてきているようです。この制度を利用して、年金の受取先を後見人等が管理する口座にすることもできます。

この場合、**年金受給権者 通知書等送付先・受取機関・口座名義変更申出書**

住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書（成年後見人等用）を提出します。

この申出書で、年金の振込通知書等の送付先を変更することもできます。この申出書には、後見人等であることを証明する書類を添付します。

年金関係の書類の再交付を申請するときの届出

「年金証書」や、金融機関等への振り込みを連絡する「振込通知書」や、物価スライド等で年金額が変更されたことを知らせる「改定通知書」をなくしたときは、再交付の申請をします。

届出書 と 提出方法

年金証書 **改定通知書** **振込通知書** **再交付申請書** を、年金事務所または街角の年金相談センターへの持参あるいは送付ですが、「改定通知書」や「振込通知書」については、ねんきんダイヤルでも申請できます。ねんきんダイヤルでは、源泉徴収票の再交付も受け付けています。

ここに 注意

ねんきんダイヤルだと再交付まである程度の日数がかかるので、ご注意ください。年金事務所（および一部の街角の年金相談センター）で即日交付を受けられる場合もありますので、お急ぎの際は、確認してみてください。

夫（妻）が亡くなったときの未支給年金に関する届出

亡くなった方の住民票コードが日本年金機構に登録されていれば、原則、死亡届は必要ありません。ただ、年金は死亡月の分まで支払われるため、受給者本人が受け取っていない年金があれば、**未支給年金**として遺族が代わりに受け取ることができます。未支給年金の請求にあたっては、死亡届の提出も必要になります。



届出書 と 提出方法

年金受給権者死亡届（報告書）と**未支給【年金・保険給付】請求書**に、亡くなった年金受給者の年金証書や死亡の事実を明らかにできる書類（死亡診断書など）、年金受給者との関係を確認できる戸籍謄本等（住民票除く）の必要書類を添付して死亡届とともに提出します。

ここに 注意

未支給年金を受け取れる遺族とは、配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹などで、この順位で受け取れます。遺族（請求者）によって、求められる生計同一の証明に関する書類が異なるので、日本年金機構のホームページや年金事務所の窓口等で確認してください。

また、条件に該当すれば遺族年金が受けられます。

こんなとき、年金の届出・手続はどうする？

◆年金の届出にマイナンバーが必要？

平成29年から、日本年金機構への届出・手続にマイナンバーの利用が開始されました。

1月からは、年金相談や年金記録に関する問い合わせに利用できるようになりました。基礎年金番号がわからなくても、年金事務所の窓口でマイナンバーを提示することで相談・照会サービスを受けることができます。

また、1月末以降に送付される**年金受給権者現況届**や、**扶養親族等申告書**についてもマイナンバー記載欄がありますので、記入して提出します。これにより、現況届は原則翌年以降の提出が不要となります。また、住所変更や氏名変更、年金受給者が亡くなったときの死亡届の提出も不要となります。

ただし、マイナンバー提示（提出）の際は、本人確認の書類もあわせて求められます。

●ケース別 年金受給者の届出・手続のまとめ

ケース	届書	添付書類など
年金の受取機関を変えるとき	年金受給権者受取機関変更届	届書の金融機関の証明欄に証明を受けます。 ただし、窓口へ直接届書とあわせて預金通帳を持参する場合や、金融機関名や口座番号、名義人が記載された個所のコピーを添付する際は不要です。
	<div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> 成年後見人等用 </div> 年金受給権者 通知書等 送付先・受取機関・口座 名義変更申出書 住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書 (成年後見人等用)	●成年後見人等であることを証明する書類下記のいずれか1つ ・法務局が証明する「登記事項証明書」(原本) ・後見開始の申し立てを受け、家庭裁判所が発行する「審判書の謄本」(コピー可)と「審判確定証明書」(原本) ※上記書類で、変更後の振込通知書等の送付先が確認できない場合に用意する書類 ・住所が印刷された名刺や封筒、住民票(原本)など
年金証書・年金振込通知書・年金額改定通知書の再交付を申請するとき	年金証書 改定通知書 振込通知書 再交付申請書	特に添付する書類はありません。 ※改定通知書や振込通知書については、ねんきんダイヤルでの申請も可能ですが、その際には、基礎年金番号や住所、氏名、生年月日の確認が求められます。
源泉徴収票の再交付を申請するとき	—	ねんきんダイヤルで申請できます。その際、基礎年金番号や住所、氏名、生年月日の確認が求められます。 ※再交付をお急ぎの場合は、年金事務所または街角の年金相談センターに訪して申請することもできます。その際は、年金手帳などの日本年金機構が送付した書類と、運転免許証などの本人確認書類が必要になります。
年金を受けている方が亡くなり、受け取れる年金(未支給年金)が残っているとき	年金受給権者死亡届(報告書)	●亡くなった方の年金証書 ●死亡の事実を明らかにできる書類(戸籍抄本、市区町村長に提出した死亡診断書のコピーまたは死亡届の記載事項証明書)
	未支給【年金・保険給付】請求書	●亡くなった方の年金証書 ●亡くなった方と請求する方の身分関係が確認できる書類(戸籍謄本等) ●亡くなった方と請求する方が生計を同じとしていたことがわかる書類(住民票) ●亡くなった方と請求する方が別世帯の場合は、「生計同一について」の様式

届出・手続に関するお問い合わせ先はこちらまで

[ねんきんダイヤル] **0570-05-1165** (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は **03-6700-1165** (一般電話)

受付時間
 月曜日 午前8:30～午後7:00
 火～金曜日 午前8:30～午後5:15
 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※ 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
 ※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

日本年金機構 www.nenkin.go.jp/index.html

解答

【バズルに挑戦!】

3	4	2	6	5	8	7	1	9
7	9	8	3	2	1	4	6	5
5	6	1	7	9	4	2	8	3
1	3	7	8	4	2	9	5	6
4	5	6	9	1	7	8	3	2
8	2	9	5	3	6	1	7	4
9	1	3	2	7	5	6	4	8
2	8	4	1	6	3	5	9	7
6	7	5	4	8	9	3	2	1

答 7+2=9

住友ゴム連合企業年金基金の

ホームページをご覧ください

加入者専用のページを開くには

ユーザー名：srikikin

パスワード：10050を入力してください。



ホームページアドレス

<http://www.sri-kikin-kenpo.or.jp/kikin>

パズルに挑戦!

ルールに従って数字でマスを埋めていきましょう。
完成したら2重枠に入った数字を足してください。



ルール

- ①数字の入っていないマスには1から9までの数字が1つずつ入ります。0は使いません。
- ②タテ列、ヨコ列、太線で囲まれた3×3のブロックのそれぞれに、1から9までの数字が1つずつ入ります。



ヒント

タテヨコの同じ列、太線で囲まれたブロックの中で、同じ数字が重複しないように空きマスに埋めていくパズルです。たとえば中央のブロックで5の入る場所を探してみましょう。3のすぐ左のマス以外の空きマスは、タテ列かヨコ列にすでに5が入っていますね。つまり、中央のブロックで5を入れるのは、3の左のマスだと決められます。

答 + =

パズル制作/ニコリ

パズルの解答はP.7をご覧ください。

3		6	5	7			
<input type="text"/>	8			1			
	1			4			3
		8	4			5	
4	5					3	2
	2		3	6			
9		2			6		
		1			5		
	5		8	9		<input type="text"/>	1